

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)		相模原市労働報酬等審議会		
事務局 (担当課)		契約課 電話042-769-8217 (直通)		
開催日時		令和4年8月31日(水) 9時30分～11時00分		
開催場所		相模原市役所本庁舎 本館2階 第1特別会議室		
出席者	委員	6人(別紙のとおり)		
	その他			
	事務局	4人(契約課長、他3人)		
公開の可否		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input checked="" type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	5人
公開不可・一部不可の場合は、その理由		市の機関における審議であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため。		
会議次第		1 開会  2 議題 (1) 相模原市公契約条例の施行状況について  (2) 令和5年度労働報酬下限額について【非公開】  3 その他 次回の審議会について		

## 審 議 経 過

主な内容は次のとおり。(○は委員の発言、●は事務局の発言)

### 1 開 会

会議の公開・非公開について

労働報酬下限額の審議については、公開することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることから、議題（2）令和5年度労働報酬下限額については、非公開とすることで決定した。

そのため、議題（1）相模原市公契約条例の施行状況についての審議と報告事項をまとめて公開し、その後非公開での審議を行うことで本審議会の議事進行の円滑化を図った。

### 2 議 題

諮問書について

市から審議会会長へ諮問書を手交した。

#### （1）相模原市公契約条例の施行状況について

事務局より資料説明の後、質疑応答を行った。

○公契約条例に関する他市からの照会内容は各自治体によって違いがあると思うが、資料の提供を求められた際にどういったものを提供されているのか。（中屋会長）

⇒規則や様式の提供を求められることもあるが、年度別の対象案件の件数、条例の改正時期及び改正理由、申出や是正措置、立入調査の事例といった項目が照会の内容として多くなっている。

○資料提供というよりも、質問内容にお答えすることの方が多いいということか。（中屋会長）

⇒●そのとおり。

○条例の実行性を確保するため、掲示用ポスター、周知カード、自署による確認書といった様々な取組を相模原市は先進例として行っており、各自治体は、相模原市の取組を参考にしているという話を聞く。川崎市でも条例を制定しており、確認書を採用している。川崎市新庁舎の大規模な公共工事を行っているが、そこに私達の組合の職人も6社入っていることが確認できたので、全ての事業所代表に条例の趣旨及び制度の内容を理解しているか聞き取りを行ったところ、わずか3者しか制度の趣旨を理解していないという話だった。

またその他に、川崎市において、下請業者が受け取った確認書の職種欄に、既に軽作業員という項目に丸印が付けられていたという報告を受けている。本来であれば、とびの職種では約2万7千円という設計労務単価が設定されているにもかかわらず、軽作業員として、賃金の水準が3割から4割減っている書類が届けられたとのことである。そこで、相模原市においても、提出された確認書で明らかに不自然な書類が提出されているといった事例がないかお聞きしたい。

また、前回の書面開催の審議会においても質問したが、国土交通省から公共工事における建設キャリアアップシステムの普及促進に関して強く要請されていると思うが、現在の取組状況を教えていただきたい。(中間委員)

⇒●本市では、周知に係る確認書について、初めから職種欄に職種を記載されたものを労働者に渡すようには案内はしていない。労働者に直筆していただく様式になっている。契約課に提出された確認書で、明らかに不自然な書類というものは無い。

建設キャリアアップシステムについて、相模原市では令和3・4年度の入札参加登録において、主観点という評価項目に、建設キャリアアップシステムの登録事項を加えている。登録を行っている事業者に対して、評価点を加点することで、普及を図るよう取り組んでおり、令和5・6年の入札参加登録についても、引き続き評価項目に設定している。他都市についても、国と違いモデル工事の事例が少ない状況となっていることから、実効性を確保するためにも、他都市の状況を把握しつつ、設計部門と共に先行事例を参考にしながら、検討を進めていきたい。

⇒○相模原市は、明らかに不自然な書類の提出はないとのことだが、元請から下請業者に確認書が渡るということは、元請が軽作業員として職種欄に記載して下請業者に渡すこともできる。相模原市の周知に係る確認書は、自署の部分は氏名のみであり、職種や日付は自署の記載がない。書式だけ見ると、職種欄をあらかじめ記載しておき、氏名のみ記載するよう依頼することもできる状態となっている。職種、氏名、日付までを全て労働者が記載するというような取組を期待したい。

また、建設キャリアアップシステムを導入することによって、カード履歴に職種が記録されているため、確認書に記載された職種と確認することができる。このような意味からも、建設キャリアアップシステムの導入を検討していただきたい。

最近、公契約条例を制定した日野市では、審議会委員が直接賃金台帳や確認書などを見ることができるようになっている。相模原市では、今のところ報告を受けるにとどまっているが、今後の取組の1つとして、検討いただけ

ればと思う。(中間委員)

⇒○建設キャリアアップシステムに関しては経費の問題はあるが、職種に関しては、おっしゃるとおりだと思われる。

自署に関しては、事務量があるとは思われるが、元請指導型でありながらの下請業者の権利についても守っていかなければならないという公契約条例の趣旨もあると思うので、今後の取組として検討いただければと思う。(中屋会長)

○労働状況台帳の提出状況のところで、前回の書面審議の際に、不備の内容を質問し、形式なものが大部分となっていると回答をいただいた。また、チェック作業の過程で、支払額が下限額に満たない事例も確認したとの回答もいただいたが、具体的にはどのような内容だったのか。(根岸委員)

⇒●昨年度の申出の際に、下限額を下回った支払いをしていたという事例のことを回答させていただいた。

⇒○遡及して支払いをしたという案件のことか。(中屋会長)

⇒●そのとおり。

○現場視察のその他の項目で、労働者としてメリットが感じられないという意見も出てきているが、実際はメリットを感じない方が制度的には良い状態であり、引き続きこのような声をいただけるよう取り組んでいただきたい。また、下請業者からすると賃金が見られるといった声もあるが、意識して賃金レベルを維持しなければならないといった面ではメリットのある取組であり、異議があったからといって取組を変えるのではなく、労働者を守る体制を維持していただければと思う。(川崎委員)

○公契約条例は、適正な賃金で、適切な公共物や公共サービスが提供されるということがそもそもの条例の趣旨のため、メリットと捉えることの方が間違っているのではないか。また、現場視察の項目のウの工事と書かれているところの意見は、同じ事業所の方のものではないか。ここの三つの意見は、広く公共工事に携わっている事業所全般の意見でないと思っている。例えば、「公契約条例の対象工事か否かで賃金の差はない」と書かれているが、これはかなり特異な例である。現在、設計労務単価の平均は2万7,000円となっているが、私達が毎年行っている神奈川県建設職人の賃金の実態調査では、平均の賃金が1万7,420円であり、この数年間1万6,000円代の後半から1万7000円代の前半で、推移していることや、相当数の職人からの集約であることから、この意見が非常に少ない事業所の中の一つの例だと思う。コロナで仕方がないからとはいえ、視察の件数をしっかり上げていかないと、資料だけ見るとこの方の主張があたかも全体の意見であるかのように見ることがもできるので、条件がそろった時に、現場視察に同行させていただきたいと思う。調査件数の一層

の増加をお願いしたい。(中間委員)

(2) 令和5年度労働報酬下限額について

事務局からの資料説明後、質疑応答及び審議を行った。

市の機関における審議であって、公開することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため、内容は非公開とした。

3 その他

9月に中屋会長から市に答申書を提出することを確認した。

次回の審議会の開催予定について確認した。

4 閉 会

## 相模原市労働報酬等審議会委員出欠席名簿

氏名	区分	所属等	備考	出欠席
中屋 裕仁	学識経験のある者	神奈川県社会保険労務士会所属 特定社会保険労務士	会長	出席
根岸 小百合	学識経験のある者	神奈川県弁護士会所属 弁護士		出席
川崎 晴彦	労働者団体の代表者	日本労働組合総連合会神奈川県連 合会相模原地域連合議長		出席
中間 忠良	労働者団体の代表者	全国建設労働組合総連合相模原市 建設労働組合協議会事務局長		出席
草薙 喜義	事業者	相模原商工会議所 3 号議員		出席
櫻内 康裕	事業者	相模原商工会議所常議員		出席

(敬称略・区分ごと五十音順)